

民生委員の処遇改善及び財政的支援に関する要望

要望の要旨

民生委員法第10条により、民生委員には給与を支払わないこととなっておりますが、民生委員の職責及び業務量の増加を鑑み、報酬制度の創設等、民生委員の処遇改善を図るよう要望します。

また、都道府県及び市町村は、それぞれ民生委員に対し活動経費を交付しておりますが、都道府県のみ地方交付税措置が講じられていることから、市町村に対しても地方交付税措置を講じるよう要望します。

要望の理由

近年、民生委員の活動は、生活困窮、8050問題、ダブルケアやひきこもりなど複雑かつ複合的な課題を抱える地域住民への対応が求められるとともに、東日本大震災から10年が経過し、復興公営住宅等において増加する高齢者世帯及び独居高齢者への対応等も求められ、その職責と業務量はこれまで以上に増しており、心身の負担を強いる状況となっております。

また、民生委員の欠員率は、令和元年度末において、全国で 4.3%、宮城県(仙台市除く)で 3.7%、仙台市で 6.4%、本市では、令和 2 年度末において、10.0%となっており、人材確保に大変苦慮しております。

このような状況に鑑み、民生委員の処遇改善及び市町村への財政的支援について、継続的な措置を講ずるよう要望します。